

岩手県告示第 128 号

岩手県手数料条例別表第 9 の金額の欄 (10) の知事が指定する事項及び知事が定める額 (平成 14 年岩手県告示第 337 号) の一部を次のように改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 2 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 改正前 | 改正後 |
|---------------------------------------|---|
| (10) 県立高等学校の生徒であった者に関する証明 1 件 400円 | (10) 県立高等学校の生徒、 <u>岩手県立衛生学院歯科衛生学科、 県立の高等看護学院、准看護学院若しくは職業能力開発校 (廃 止された職業訓練施設を含む。)</u> 若しくは岩手県立農業大学 校の学生又は岩手県立産業技術短期大学の学生若しくは聴 <u>講生</u> であった者に関する証明 1 件 400円 |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |